

野田市職員の勤務時間、休日、休暇
等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第61号

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（昭和60年野田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 清掃管理課に勤務する職員の項焼却業務に従事する二交替制の職員

「

の目中

(1) 午前6時15分から午後3時まで	午前10時15分から午前11時15分まで
(2) 午後1時30分から午後10時15分まで	午後5時30分から午後6時30分まで

を

」

「

(1) 午前6時から午後2時45分まで	午前10時から午前11時まで
(2) 午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から午後6時15分まで

に改め、同表保育所に勤務する職員の項

」

保育に従事する職員の目中「午前7時から午後3時45分まで」を「午前6時45分から午後3時30分まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。